

中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科書の 採択に関する基本方針について

令和7年度から令和10年度までの中学校及び義務教育学校（後期課程）使用教科書の採択に関する基本方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。

なお、採択に当たっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和6年4月12日付け）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立中学校教育課程編成要領」に則したものであること。
- 3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資すること。
- 4 一人一人の子どもの各教科で育むべき資質・能力の育成に向け、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を目指した学習活動の充実に寄与すること。
- 5 基本人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであること。